

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱

(令和2年3月30日子供未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取り決め内容の債務名義（強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書の作成）化を促進するとともに、継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の母若しくは父又はそれらの者に代わり養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者に限る。以下同じ。）を養育する者（以下「養育者」という。）が保証会社と締結する養育費保証契約において本人が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること
- (3) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- (4) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (5) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (6) 過去に同一の児童を対象として、この補助金を交付されていないこと
- (7) 市税の滞納がないこと
- (8) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第3条 前条第7号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第4条 第2条第7号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、保証会社と締結する養育費保証契約に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める経費と5万円を比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類添付して、養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出して行うものとする。ただし、公簿その他の資料で確認することができる場合は、交付申請書により同意を得た上で、第1号（児童扶養手当の支給を受けている場合に限る。）、第2号及び第3号の添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（当該申請者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）の住民票の写し
- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (4) 補助対象となる経費の領収書等（クレジットカードの利用の場合にあっては領収書の代わりにクレジット契約証明書等）の写し
- (5) 養育費保証会社との契約書の写し
- (6) 養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し
- (7) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第8条 市長は、申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）30日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前項の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、仙台市養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 第8条第1項に規定する補助金の額の交付の決定を受けた者は、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき
- (3) 養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く）

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助金の額を減額決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年10月1日）

この改正は、令和2年10月1日から実施する。

附 則（令和2年11月16日改正）

この改正は、令和2年11月16日から実施する。

附 則（令和5年3月29日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月12日改正）

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

保証契約保証料補助

様式第1号（第7条様式）

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者の住所：

フリガナ
申請者の氏名：

印

電話番号：

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金交付申請額 金 円

3 児童扶養手当の児童扶養手当を
受給状況 受給している

受給していない

※受給していない場合は、「申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書」の添付が必要となります。

4 同意事項 申請に必要な公簿（住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当の受給状況、市税納付状況）を仙台市の関係職員が閲覧することに同意します。

※同意しない場合は上記を二重線で消してください。なお、同意されない場合には、「児童扶養手当証書の写し」又は「市県民税課税（非課税）証明書」、「住民票の写し」（概ね3か月以内に交付を受けたもの。）、「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたもの。）の添付が必要となります。

5 誓約事項

- ・ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であり、婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係又は同様の事情には該当しません。
- ・暴力団等と関係を有していません。
- ・虚偽その他不正の手段により本補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の取消や補助金の返還に応じます。

様式第2号（第8条様式）

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付決定通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、〇〇年〇〇月〇〇日までに申請を取り下げることができます。

年　月　日

仙台市長

印

1 補助決定額	金 円
2 補助の条件	<p>1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容に従い、養育費保証契約の手続きを進めてください。</p> <p>2 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項に基づく加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき</p> <p>② 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき</p> <p>③ 養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く）</p> <p>3 上記2において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による損害遅延金を納付しなければなりません。</p>

仙台市養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書

仙台市〇〇指令第〇号
様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記の補助金について、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、仙台市補助金等交付規則第6条及び仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

年　月　日

仙台市長　印

記

理　由

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所：

フリガナ
申請者の氏名： 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第7条及び仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第9条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補助決定額

金 円

2 申請年月日

年 月 日

3 取下の理由

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者の住所：

フリガナ
申請者の氏名：

○○年○○月○○日付け仙台市○○指令第○号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---

- 注 1 金額は、アラビア数字で記入してください。
2 首標金額の訂正は認めません。
3 首標金額の一桁上位の欄に￥印を記入してください。

金融機関名		口座の種類	普通・当座
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

○口座情報確認のため、通帳の写しまたはキャッシュカードの写し等もご提出ください。

様式第6号（第11条様式）

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書

様

〇〇年〇〇月〇〇日付け仙台市〇〇指令第〇号で交付決定した標記の補助金について、下記の理由によりこれを取り消したので、仙台市補助金等交付規則第16条及び仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

年　月　日

仙台市長　印

記

理　由